

市民活動団体にあなたの1票を

1月5日から「市民が選ぶ市民活動支援制度」の投票が始まりました。広報1月号と一緒に、制度の説明や団体紹介の冊子をお届けしましたので、お読みいただいた方も多いと思います。この制度の目的は、一宮をもっと元気にするために、市民の自主的な活動を応援することです。

平成10年12月1日に特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が施行され、昨年は節目の10年目でした。この間、非常に多くのNPO法人が認証され、今では全国で約3万5000を数えるまでになりました。法人格を持たない団体も含めれば、その何倍にもなるといわれています。本市では50を超えるNPO法人があり、市の市民活動支援センターには法人格のない団体を含め約3000の登録があります。これらの団体は地域の課題を解決しようと自らの知恵と努力で活動しており、新たな公共の担い手としての期待は大きなものがあります。市としても積極的に

支援を行ってきました。

その効果もあり、団体数は着実に増加していますが、大多数の方は、このような活動と接点がないために、興味や関心がありません。市民活動団体が自分たちの住んでいる地域や社会を良くしようと熱心に活動していることを考えると、非常に残念なことです。

「市民が選ぶ市民活動支援制度」は18歳以上のすべての市民が、自分が選んだ団体に1票を投じることができ、1票につき658円の支援金とその団体に交付される仕組みです。全国で4番目、中部地方では初の制度です。

市民が団体を選ぶことが金銭的な支援につながるということが、この制度の最大の特徴です。市民の皆様は税金の使い道に関心を持っていただくとともに、行政へ参加する意識が高まることを期待しています。

また支援を受けようとする団体は積極的に活動をPRすることが必要

となります。支援金という金銭的なメリットがある反面、今まで以上に活動の公益性や説明責任を求められることとなりますが、これも結果的には団体の組織力を高め、大きく成長するきっかけになると期待しています。

この制度の目的を達成するためには、多くの団体と市民の参加が欠かせません。昨秋に支援金の交付を希望する団体の募集を行ったところ、予想を大きく上回る70団体から事業申請がありました。

類似の制度がある他市の例を見ますと、市民の参加率は2〜5%程度にとどまっています。いずれの市も広報を積極的に発行したり、投票方法を工夫したりするなど、さまざまな努力を行っているの聞いていますが、意外と少ないというのがわたしの感想です。

本市では、他市と同じようにさまざまな広報活動を行っているほか、各団体に対してそれぞれの事業を積

極的にPRするように働き掛けています。団体自らが制度の周知や事業のPRイベントを実施するなど、新しい動きも見られます。これは本市の特徴といってもよく、市民活動団体と行政が一体となって取り組むことにより、参加率が高まることを願っています。

まだ投票がお済みでない方は、自分たちの住んでいる地域に、あったらいいな、必要だな、と思える事業を見つけ、2月13日(金)までに、その団体に1票を投じてください。

市民の皆様は多くの参加が地域を変えます。

